

事 務 連 絡
平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日

神戸県民局福祉施設参事 様
関係健康福祉事務所長 様

健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

介護サービス事業者の法令遵守の徹底について（通知）

標記のことについて、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長より別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、内容等を御了知のうえ、介護サービス事業者の法令遵守について周知・指導の徹底をお願いします。

(問い合わせ先)

健康福祉部社会福祉局

高齢社会課高年施設係 多田

TEL 078-341-7711(代)(内線 2943)

FAX 078-362-9470



老指発 1 1 1 7 第 2 号

平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長



介護サービス事業者の法令遵守の徹底について

平素より、介護保険制度の円滑な推進につきまして、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、新聞等で報道されたとおり、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の複数の施設を運営する医療法人において、長期にわたり人員基準を満たしていないにもかかわらず、職員の水増しを行い、不正に介護報酬を受領していた等の不正事案がありました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、国民の介護保険に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

各自治体においては、以下の点に十分に留意の上、介護サービス事業者の法令遵守について指導を行うよう改めてお願いします。

- ① 計画的に集団指導及び実地指導を行うとともに、集団指導等の場を活用して、改めて介護サービス事業者の法令遵守について周知徹底を図ること。
また、実地指導においては、ケアの質の向上に向けた指導とともに、「各種加算等自己点検シート」等を活用し、不適切な報酬請求の防止のための指導についても、引き続き実施すること。

- ② 指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合には、随時、適切に監査を行うとともに、その結果に基づき速やかに必要な措置を講ずること。

監査に当たっては、他の関係部局や他の自治体等関係機関と十分に連携を図ること。